

定款附属書総代選挙規程変更新旧対照表

新	旧
<p>(選挙区等)</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>2 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>4 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積等促進計画</u>の定めるところにより<u>賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権</u>の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。</p>	<p>(選挙区等)</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>2 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項<u>第1号又は第2号</u>に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>4 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積計画</u>の定めるところにより<u>利用権</u>の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。</p>

附 則

- 1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。